

秦野市中学校部活動ガイドライン

平成30年7月

秦野市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	適切な部活動の運営のために	2
	(1) 部活動の方針の策定等	
	(2) 指導・運営に係る体制の構築	
	ア 教育委員会の取組	
	イ 各学校での取組	
3	合理的かつ効果的な活動のために	3
	(1) 適切な指導に向けて	
	ア 教育委員会の取組	
	イ 各学校での取組	
	(2) 活動時間及び休養日等について	
	ア 学期中の取扱いについて	
	イ 朝練習の考え方について	
	ウ 長期休業中取扱いについて	
	エ 1日の活動時間について	
4	部活動の今後について	4

1 はじめに

現在、本市の中学校における部活動には、運動部・文化部を合わせて8割を超える生徒が参加しています。現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」と明確に示しており、部活動は、生徒の「心身の健全育成」「社会性の向上」「豊かな人間性の形成」等を目的として実施され、さらに同じ目的を持った集団の一員として活動することにより、将来に向けた「生きる力」を育むことにもつながることから、多感な時期の中学生に対する部活動の成果については家庭・地域からも期待されるどころです。

本市では、全ての中学校の教員が、部活動の顧問となる「全員顧問制」により生徒の指導に当たっていますが、教職員の多忙化解消が大きな課題となる中、これまで学校の教職員に支えられてきた部活動は、生徒数の減少に伴う教職員数の減少、子どもや保護者からの部活動に対する価値観の多様化等もあり、多くの課題を抱えています。

そのため秦野市教育委員会では、学校教育の一環としての部活動の目的を達成するために、どのように部活動の実態を捉え支援していくか、平成19年度より部活動検討委員会を組織して検討してきました。検討委員会では、秦野市立中学校における「部活動のあり方と活性化」に向けた報告書を平成22年3月にまとめ、その検討の中で「人的な支援策」が第一の課題であると捉え、「中学校運動部活動顧問派遣」や「部活動指導協力者派遣」などの方策を事業化しています。

一方、国では、平成25年5月文部科学省が、特に運動部活動における体罰根絶等の課題解決のために運動部活動での指導のガイドラインを、さらに30年3月スポーツ庁が、教職員の多忙化解消等の課題解決のために、「運動部活動の在り方に関する方針」を策定し、市町村教育委員会に対して「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定を義務付けました。さらに同年4月には、国のガイドラインに則り、県が「神奈川県部の部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

こうした流れを踏まえ、本市では平成22年3月の報告書を基に、29年度より部活動検討委員会の中で、本市の実態に応じたガイドラインの策定について議論を深め、特に学校の教育活動の一環という位置付けを明確にし、それを踏まえた市のガイドラインを策定することとしました。

2 適切な部活動の運営のために

(1) 部活動の方針の策定等

学校長は、「秦野市中学校部活動ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を作成し、P T A総会や部活動説明会をはじめ、学校のホームページや中学校区子どもを育む懇談会等の機会を活用して、その周知を図り、地域や保護者との共通理解が図られるよう努める。

また、部活動顧問は、各校で定めた形式により、毎月の活動計画及び活動実績を学校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 教育委員会の取組

教育委員会は、各校と緊密に連携し、生徒数や教員配置数、さらには地域や保護者の意見を踏まえながら、円滑に運動部活動を実施できるよう、「中学校運動部活動顧問派遣事業」による部活動指導員の派遣や「部活動指導協力者派遣事業」による協力者の派遣を積極的に行うものとする。

なお、部活動指導員や協力者の派遣に当たっては、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うことはもとより、学校教育法第11条（体罰の禁止）や、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、それぞれの実施要領に基づき任用前及び任用後の定期において研修を行うこととする。

イ 各学校の取組

学校長は、生徒数や教員配置数、部活動指導員や指導協力者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、生徒のニーズや地域の実情を考慮した環境の整備等と適正な数の各部を設置する。

部活動顧問の決定に当たっては、教職員が所掌する他の校務分掌を勘案した上で、適切な配置となるよう留意するとともに、教育委員会と連携して学校全体としての適切な指導・運営に係る体制の構築を図る。

また、学校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容や教職員の負担感を把握し、効果的な部活動の実施に努める。

3 合理的かつ効果的な活動のために

(1) 適切な指導に向けて

ア 教育委員会の取組

教育委員会では、文部科学省が平成25年5月に策定した「運動部活動での指導のガイドライン」等に則り、生徒のスポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮、安全対策等事故防止への取組、さらに体罰・ハラスメントの根絶が徹底されるよう、各校と緊密に連携しながら適宜指導を行う。

イ 各学校の取組

各学校での部活動の実施に当たっては、生徒が勝利や入賞等の結果以外の価値観を学ぶことができるよう、新学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現や、本市のわくわく教育プランで主要施策としている幼小中一貫教育のリーダー育成等の理念を生かしながら運営に当たるものとする。

特に運動部では、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解して運営を行う。

また、生徒の体力の向上や生涯にわたった運動習慣の形成に向けて、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うとともに、各競技団体が作成する指導の手引き等を十分に活用する。

(2) 休養日及び活動時間等について

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、国や県のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

ア 学期中の取扱いについて

学期中は、原則として週2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)

なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるが、県のガイドラインに従い、年間52週と考へ、平日及び週末104日以上休養日を各校や地域の実情に応じて設定し、ひと月のうち、平日及び週末に必ず休養日を設定する。

ただし、大会・コンクール等の参加に当たっては、生徒の日常の学習活動に支障が無いよう、十分に検討し必ず学校長の許可を得て参加するものとする。

イ 朝練習の考え方について

朝の活動については、生徒の安全管理や教職員の多忙化解消の観点から、実施の意義や効果・方法等を常に検証し、次の事項を踏まえて工夫・改善に努める。

- (ア) 各学校の実情等を勘案し、オフシーズン等を行わない。
- (イ) 曜日等を決めて運動理論の自主学習等の座学にあてる。
- (ウ) 専門性を持った地域の人材等を活用して取り組む。

ウ 長期休業中の取扱い

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取るとともに、運動部活動以外の多様な活動を行うよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

エ 1日の活動時間について

1日の活動時間は、原則として平日では2時間以内、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、活動の準備や後片付け、登下校や活動場所までの移動時間等は生徒の活動時間には含まないが、その指導については顧問が責任を持って行うこととする。

4 部活動の今後について

部活動の運営に当たっては、少子化による部員数の減少等の課題に直面しており、社会体育への移行も含めて地域の人的資源を活用した展開等が考えられる。

本ガイドラインについては、そうした社会経済環境の変化や生徒のニーズを踏まえて、中学校校長会や中学校体育連盟、保護者や地域等との意見を交換を定期的に行い、適宜見直しを図るものとする。